

国 都 計 第 3 号  
平成23年7月14日

各都道府県知事  
各指定都市の長 様

国土交通省都市局長

### 都市計画運用指針の改正について

今般、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号。以下「第一次一括法」という。）が、本年5月2日に公布され、このうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）の改正については、本年8月2日に施行されることとなります。

第一次一括法による都市計画法の改正において、市に限り都市計画の決定について都道府県知事の同意を要しないこととされたのは、地方分権改革推進委員会第3次勧告の内容が採り入れられたものであり、市と都道府県との間の協議により広域的観点及び都道府県決定計画との整合確保の観点からの調整が図られることは、引き続き必要とされているところです。今回の見直しの趣旨及び平成18年都市計画法改正による都道府県知事による関係市町村の意見聴取など広域調整の充実の趣旨等を踏まえつつ、円滑、効率的で透明な調整が図られるよう、必要に応じ都道府県と市の間で協議に関するルールが明確化されることが望ましいと考えられます。

以上の考え方を踏まえ、第一次一括法による改正都市計画法の施行に伴い、「都市計画運用指針（平成12年12月28日付け建設省都計発第92号建設省都市局長通知）」の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成23年8月2日から施行することとしましたので通知します。

なお、都市計画運用指針は、地方自治法第245条の4の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものであり、各地方公共団体におかれましては、引き続き、今後の都市計画制度の運用に当たって、参考としていただきたく思います。

都道府県におかれましては、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対して、本通知を周知いただくようお願いいたします。

また、改正後の指針については、国土交通省のホームページに掲載されているので、適宜ご活用ください。

以上